

令和8年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月30日（木曜日） 議事開始 午前9時30分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小夜子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
中津 富夫	米倉 千春	土器 三紀夫	中津 ゆみ子
山口 長徳	鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎
吉田 尚美	上村 ゆかり		

欠席委員

無し

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 岡本 昭信
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主任主事 中村 清人
農地調整係主事 遠目塚 塁	

議 題

- 報告第 1号 農業委員会職員の任免について
- 報告第 2号 農地等の合意解約について
- 報告第 3号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）の取下げ
について
- 報告第 4号 農地改良届について
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第 3号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願いについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和8年4月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 中津富夫委員が早退をされるということですが、ただいま全員出席ということですので定足数に達しています。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第1号から報告第4号、並びに議案第1号から議案第5号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>(議案朗読) 議案の朗読が終わりました。 これより報告および議案の審議に入ります。 まず、報告第1号、「農業委員会職員の任命について」、事務局から説明をお願いします。 はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、報告第1号について説明をします。 議案書1ページ、2ページですが、詳細については2ページに記載をさせていただきます。 3名の職員が辞令の発令を受けておりまして、1番と2番の職</p>

議長（会長）	<p>員については、市長部局へ出向ということで辞令を会長の方から交付されています。</p> <p>1番については、市長部局で、市民環境課飯野出張所長として、2番については同じく市民環境課真幸出張所の係長として、新たに配属となっているようです。</p> <p>3番については、事務局長補佐として着任された職員です。</p> <p>以上3名について、辞令発令がありましたことを報告します。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、次に、報告第2号、「農地等の合意解約について」、を事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号、農地等の合意解約について、説明します。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は49件です。</p> <p>それでは説明をします。</p> <p>4ページ目をご覧ください。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>それでは、説明に入りたいと思います。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>申請番号2番および4番ですが、耕作者変更のため解約するものです。</p> <p>申請番号5番および6番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。</p> <p>申請番号8番から10番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p>

	<p>続きまして、5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号11番、16番、17番および20番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号21番から23番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>申請番号24番から30番ですが、自作するため解約するものです。</p> <p>続きまして、7ページをお開きください。</p> <p>申請番号31番ですが、自作するため解約するものです。</p> <p>申請番号32番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>申請番号33番ですが、借り人が高齢のため解約するものです。</p> <p>申請番号34番から38番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第3号の審議に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>報告第3号、「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）の取下げについて」、報告します。</p> <p>9ページをご覧ください。</p>

議長（会長）	<p>本日の取下件数は1件です。</p> <p>それでは、10ページをご覧ください。</p> <p>3月総会にあがりました議案第58号、申請番号16番の1件は、3月総会で3筆あげるところを1筆であげて行ったため、一度取り下げて、改めて4月総会に提出するため今回取下げの報告となります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第4号、「農地改良届について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局。</p> <p>報告第4号、農地改良届について、説明します。</p> <p>届出件数は1件です。</p> <p>届出人の住所、氏名については、省略します。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>申請番号1番。</p> <p>土地の表示は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、447平米です。</p> <p>改良目的は、水田として利用していたが、設置してあった擁壁が邪魔となっていたこと、および畑での耕作を行いたかったため、自宅敷地続きであった田を畑へ変更するものです。</p> <p>改良概要は、工事等で出た残土を最大120センチほど盛り土し、取り置きしていた表土を戻されるものです。</p> <p>工期は、令和7年2月から3月にかけて行っており、実施済みとなっています。</p> <p>改良概要について、補足説明します。</p>

	<p>今回の盛り土は、最大120センチほど行っていますが、工期が盛土規制法施行前となる令和7年3月までに既に実施済みとなりますので、盛土規制法による許可等は対象外となります。</p> <p>なお、盛土規制法の対象となるものは、令和7年5月1日以降に実施した案件となります。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、担当委員の中津ゆみ子委員にお願いしています。</p> <p>報告をお願いします。</p> <p>はい、中津ゆみ子委員。</p>
中津ゆみ子委員	<p>農地改良届について報告します。</p> <p>場所は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>農地は水田として利用されてきましたが、今後は畑として利用したいとのことです。</p> <p>農地の周囲は擁壁で囲まれており、土砂流出防止対策がされていました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>次に、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。</p>

議案書13ページをご覧ください。

今月の許可申請件数は、所有権移転13件、権利の設定1件、合計14件となります。

申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。

次の14ページをご覧ください。

申請番号1番。

田1筆、668平米の売買です。

総額〇〇円です。

備考欄のとおり、坂元委員の掘り起こしです。

申請番号2番。

田4筆、1688平米の売買です。

総額〇〇円です。

備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。

申請番号3番。

田1筆、1001平米の売買です。

総額〇〇円です。

申請番号4番。

田1筆、971平米の売買です。

総額〇〇〇円です。

備考欄のとおり、鶴田委員の掘り起こしです。

続いて、15ページをご覧ください。

申請番号5番。

田1筆、畑1筆、1314平米の贈与です。

備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。

申請番号6番。

田2筆、2475平米の売買です。

総額〇〇〇〇〇〇〇円です。

<p>備考欄のとおり、稲田会長、園田委員の掘り起こしです。 申請番号7番。 田1筆、777平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。 申請番号8番。 田5筆、4348平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。 続いて、16ページをご覧ください。 申請番号9番。 田2筆、1400平米の売買です。 総額〇〇〇〇〇〇〇円です。 申請番号10番。 田2筆、畑1筆、2251平米の贈与です。 備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。 申請番号11番。 畑1筆、583平米の売買です。 総額〇〇円です。 備考欄のとおり、新規で農地を取得されますので、営農計画書 が併せて提出されています。 申請番号12番。 畑1筆、1873平米の売買です。 10アール当たり〇〇〇円です。 備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。 続いて、17ページをご覧ください。 申請番号13番。 畑1筆、1049平米の贈与です。</p>
--

議長（会長）	<p>申請番号14番。 権利の設定です。 田2筆、1100平米の使用貸借です。 備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。 以上所有権移転13件、権利の設定1件計14件です。 ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで、議案第1号については各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。 まず、申請番号1番の農地および申請人「受け人」の報告を、坂元委員にお願いします。 はい、坂元委員。</p>
坂元委員	<p>申請番号1番の農地および受け人について、報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあり、基盤整備はされてありません。 農地の形状は台形ですが、ほぼ良好です。 農地周辺状況は水田と宅地が混在していて、南側は竹林ですがけれども、日照、接道、用排水ともに良好です。 続いて、受け人について報告します。 受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。 渡し人との関係は、知人です。 取得後は、水稻を作付けされるそうです。 調査時は、耕起がしてありました。 地域との調和については、後継者もおおり、また、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、申請番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を、</p>

増田委員	<p>増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p> <p>申請農地、受け人の両方について報告します。</p> <p>農地の方から報告します。</p> <p>2番について、申請農地は〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はしてありません。</p> <p>農地の形状は悪いです。</p> <p>申請農地周辺一帯は、田んぼと山林です。</p> <p>日照はやや良好です。</p> <p>今日排水は不良で、水の便が悪く、田んぼとしては利用不可能と思います。</p> <p>申請農地の取得後の作付状況は、畑として利用されるそうです。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会です。</p> <p>営農状況は、稲作専業です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者は本人です。</p> <p>取得後の利用状況は、畑として利用されるそうです。</p> <p>所有農地の管理は良好です。</p> <p>地域との調和も良いです。</p>
議長（会長）	<p>次に、申請番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を、竹下会長代理にお願いします。</p>
竹下会長代理	<p>はい、竹下会長代理。</p> <p>それでは3番について説明します。</p> <p>農地から説明します。</p> <p>農地は〇〇〇〇自治会内の〇〇〇〇地区にありますが、〇〇〇〇から300mぐらいのところで、〇〇〇〇沿いにあります。</p>

以前水害に遭ったところですが、いま河川工事が入っていました。

基盤整備はされてありません。

農地の形状はですね、長い楕円形といいますか、あまり良い区画ではありません。

周辺は田んぼ、山林が広がっています。

日照、接道に関しては良好です。

用排水に関しては、水の取入れが非常に困難な状態で、受け人がその水の取入れ作業を行っている最中でした。

150ミリメートルぐらいのパイプをあっちこっち入れて大変だということを聞きながら話をしてきました。

この農地に関しては、今は飼料作物を新しい人が作っていました。

この渡し人が、この川のそばで道路がちょっと高いところになるものですから、運び出すのが非常に大変だということなので、「もう譲ってもいいんだけど」というような感じで相談して作ってもらうことにしたようです。

それから、受け人は〇〇〇〇の〇〇〇に住んでいます。

それで、〇〇〇地区に農地を所有していますが、実はこの土地に〇〇〇〇〇〇が建つということで、他の土地を探していたところで話が進んだということでした。

状況としては、稲作、それから露地野菜等を作付けされているということです。

渡し人との関係は知人です。

後継者はいません。

取得後の状況は、田んぼで使いたいとのことでした。

農地の畦畔関係は良好です。

地域との調和について、協力をしていくということです。

<p>議長（会長）</p>	<p>以上報告を終わります。</p> <p>次に、申請番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を、鶴田委員にお願いします。</p>
<p>鶴田委員</p>	<p>はい、鶴田委員。</p> <p>申請番号4番について、報告をします。</p> <p>申請地および周辺の状況は、〇〇自治会内にあり、〇〇〇〇〇〇〇沿いにあります。</p> <p>〇〇〇〇〇から1キロぐらい〇〇の方に行ったところにあります。</p> <p>右側にはほ場がありますが、ほ場の周囲に受け人宅があり、周りのほ場はほとんど水田です。</p> <p>続きまして、受け人は稲作専業農家です。</p> <p>営農状況は、水稻栽培が主です。</p> <p>また、後継者もいます。</p> <p>取得後の利用状況は、今までとおおり水稻栽培をする計画です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>地域との調和については、近隣のほ場の整備に対しても協力をするということでした。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請番号5番の農地の報告を山野委員に、申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を山野委員にお願いします。</p>
<p>山野委員</p>	<p>はい、山野委員。</p> <p>申請番号5番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会内にあり、北南西側は水田、東側は一部宅地です。</p> <p>日照は良好ですが、農地の形状は三角形で、接道も不良と判断します。</p>

	<p>用排水は草が伸びていたため確認できず、何も作付されていませんでした。</p> <p>続きまして、〇〇〇〇〇〇〇の農地について報告します。</p> <p>申請農地は〇〇〇自治会内にあり、農地の形状は長方形で、日照、接道、用排水も良好です。</p> <p>北、西側は水田、南側は山林、東側は宅地です。</p> <p>水稻を作付した形跡はありますが、現在は何も作付されておらず、耕うんされている状況でした。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、申請番号5番の申請人「受け人」の報告を、中津ゆみ子委員にお願いします。
中津ゆみ子委員	<p>はい、中津ゆみ子委員。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内に拠点をおいています。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>渡し人との関係は、同級生だそうです。</p> <p>後継者はいて、取得後の利用状況は水田です。</p> <p>地域との調和についても、問題ないと判断しました。</p>
議長（会長）	次に、申請番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を、園田委員にお願いします。
園田委員	<p>はい、園田委員。</p> <p>申請番号6番について報告をします。</p> <p>まず農地ですが、農地は〇〇〇〇〇〇が渡し人の住宅の隣にあります。</p> <p>〇〇〇〇〇〇というのは、〇〇自治会の公民館の横にあります。</p> <p>これは狭いです。</p> <p>今までは、地区の住民の方が小菜園として活用されていたよう</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>周辺は、東側が駐車場、南、北、西は農地です。 形状は良い方です。 日照は良、用排水はまあまあです。 接道は、軽トラックが1台ようやく通れるような農道です。 現在はイタリアンが作付されていますが、畦畔は茫々しており管理は不良です。 以上報告します。</p>
<p>園田委員</p>	<p>次に、申請番号7番の申請人「受け人」の報告を、園田委員にお願いします。 はい、園田委員。 それでは報告をします。 受け人は、〇〇〇地区に在住です。 50町歩を目標に法人化もされ、頑張っているようですが、あと〇番、〇番で同じ申請が出てきますので、受け人については一度で説明をします。 聞きに行った時点ではですね、令和8年度の作付計画が〇〇町歩の計画ということでした。 内訳は、主食用米、飼料、WCS、ソバを作付けて経営をしていきたいということです。 以上報告をします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を、再度園田委員にお願いします。 はい、園田委員。</p>
<p>園田委員</p>	<p>8番について、農地について報告します。 農地はですね、山麓線県道53号線を〇〇方面に行きますと、〇〇〇〇〇〇という〇〇〇〇があります。 その〇〇〇〇の一段低いところに3筆あります。 それと、道路挟んで南側の方に1筆、長広い田んぼです。</p>

議長（会長）	<p>それと、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇方面に走っていきますと、 2、3百メートル行ったところに、田の神様が鎮座されていますが、そこから斜め右に入りますと、もう1筆がそこにあります。</p> <p>これを一遍に今回取得をされたということです。</p> <p>受け人につきましては、先ほど報告をしたとおりです。</p> <p>次の申請番号9番の受け人の報告も、園田委員にお願いします。</p>
園田委員	<p>はい、園田委員。</p> <p>申請番号9番についての農地は、〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇地区がつながっている農道がありますが、そこに〇〇〇橋がかかっています。</p> <p>その一角にこの農地はあります。</p> <p>〇〇〇橋の中にある田んぼと言った方がわかりやすいと思いますが、すっと通る限りでは確認がしにくい場所といたしますか、〇〇〇から来ますとそこにこの法人の事務所、堆肥舎、資材置き場、農具舎が造ってあります。</p> <p>その地続きになるところです。</p> <p>今後、果たして田んぼとして使っていけるのかなと少し疑問を持ったところですが、青字を白地にして転用等される計画があるならば、いずれはそういう申請をされるのかなと。</p> <p>もしそういうことであつたら、段階を踏んで手続きをしていただきたいと伝えておきました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>もう1件続きまして、次の申請番号10番の農地および申請人「受け人」の報告も園田委員にお願いします。</p>
園田委員	<p>はい、園田委員。</p> <p>農地は、〇〇〇〇に行く農道がありますが、その一番端に住宅</p>

<p>議長（会長）</p> <p>庄村委員</p>	<p>があります。</p> <p>その後ろに位置する形状の悪い農地です。</p> <p>この方に無償で相談がどのようにまとまったのかなということを考えますが、前回〇〇の〇〇さんの農地が荒れていました。多面的機能支払交付金事業の中で、我々が畦を払ってあげましたら、相当見栄えが良くなったということもあって着目されたのかなと感じます。</p> <p>この渡し人も体力的に弱っていらっしゃるので、もらい手はあるだろうかと話をしていました。</p> <p>以前は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借りていたんですが、どうなったのと聞いてみたら、一応相談をしてこの運びとなったという説明はされていたので、今後有効活用してもらえたらと思います。</p> <p>そこの一帯にこの法人の借地が相当あって、耕作されていますが、先ほど杉元委員からもありましたように、土手の管理をもう少ししていただきたいということは聞いていました。</p> <p>手が回らないといわれれば、それだけだということですが。労力的にも足りているのかと疑問に思います。</p> <p>前回でしたか、事務局窓口に農地のあっせん相談に来られた時に、ここもありますよ、ここにもありますというのはいいけども、あとの管理を徹底していただきたいと。</p> <p>大規模化するだけはいけないという意見も総会の時にありましたけれども、そういうことも話はしておきました。</p> <p>どこまで感じられたかはわかりませんが以上です。</p> <p>次に、申請番号11番の農地および申請人「受け人」の報告を、庄村委員にお願いします。</p> <p>はい、庄村委員。</p> <p>申請番号11番について報告します。</p>
---------------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>が、これを除去してサツマイモ、ソバを植えるということで、計画とおりされると思います。</p> <p>接道、日照は良いです。</p> <p>譲渡人と受け人との関係は兄弟です。</p> <p>受け人は弟ですが、今度退職されて一生懸命頑張っていこうということです。</p> <p>次に、申請番号13番の申請人「受け人」の報告を、前原委員にお願いします。</p>
<p>前原委員</p>	<p>はい、前原委員。</p> <p>申請番号13番の受け人について報告します。</p> <p>申請人は、〇〇〇に住んでいます。</p> <p>営農状況ですが、自宅の隣に約5アールほどの畑で、ここでは菜園をされるようで、さきほどありましたように昨年会社を退職されて、現在はシルバー人材センターで草刈等の作業の依頼を受けて仕事をされているということでした。</p> <p>今後は兼業でされるのかなと思いました。</p> <p>また、説明にありましたように渡し人との関係は兄弟です。</p> <p>後継者は息子さんがいますが、後継者になるかはわかりません。</p> <p>取得の利用状況は、畑を掘ってみると石が多く出てきて畑地にはできないのではないかと悩んでおられました。</p> <p>隣からタケノコがいっぱい出てきて、タケノコの収穫の方が多いということです。</p> <p>所有農地の畦畔の管理ですが、畑の管理が良好でしたので、地域との調和も問題ないと思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請番号14番の農地および申請人「受け人」の報告を、竹下会長代理にお願いします。</p>

竹下会長代理	<p>はい、竹下会長代理。</p> <p>それでは、14番について説明します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇の川内川に〇〇橋がかかっていますが、その〇〇橋を〇〇〇〇の方から進んで渡ったすぐ左側に位置しています。</p> <p>農地の形状は、非常に良い形です。</p> <p>周辺農地一帯は、田んぼ山林、道路を隔てて宅地があります。</p> <p>日照、接道、用排水に関しては、特に問題はありません。</p> <p>申請農地に関しては、今まで飼料作物等を作付けしていたそうです。</p> <p>周りは、イノシシがたくさん出るところで、今年の暮れにフェンスを全体に張る計画があるようです。</p> <p>次に、受け人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇地区に住んでいます。</p> <p>営農状況としましては、専業農家で稲作を主体とするということです。</p> <p>タケノコの時期は、一生懸命タケノコを掘って稼いでいました。</p> <p>渡し人との関係は知人です。</p> <p>後継者に関してはいません。</p> <p>取得後の利用状況としては、田んぼとして使用するわけですが、そのフェンス等が今年いっぱいになりますので、その後には稲作を作付けしていくそうです。</p> <p>今年は飼料作物を作付けしよう言っていました。</p> <p>所有農地の畦畔の管理等は良好です。</p> <p>地域との調和に関しても、決まったことはちゃんと協力してやっていくということです。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	各委員からの調査報告が終わりました。

事務局	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前に調査の報告がありました申請番号〇番については、農地の調査において、農地の管理が適切にされていない、いわゆる不良という報告がありました。</p> <p>周辺の地域における農地への支障が生ずる懸念が示されたということです。</p> <p>あと、申請番号〇番につきましては、田として使えるのかという疑念が一部示されました。</p> <p>したがいまして、計14件につきましては、申請番号〇番および〇番を除いては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第1号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>はい、森永委員。</p>
森永委員	<p>相対的に勉強のために教えてほしいんですが、若い青年たちがいま株式会社など法人化されていますが、案件にも出てくる例えば、〇〇〇〇君と〇〇〇〇が別々にあがってきているわけですね。</p> <p>個人と株式会社で経営される場合で何か利点とか欠点とかある</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>と思いますが、もしわかれば教えてほしいのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>個人、法人の取得について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>今のご質問についてお答えします。</p> <p>的確な回答はできないかもしれませんが、今回の案件に関して申しますと、法人と代表である個人での取得案件です。</p> <p>基本的にはこの会社で言いますと、法人の方で農地を持っていききたいという考えではあるけれど、基盤整備内のところは個人で農地を持っていききたいという意向で、今回は個人で取得、法人で取得というのを分けていると聞いています。</p> <p>デメリットについては、正直なところはつきりとは言えないんですが、法人としては、要は貸す、所有すればその分の経費はもちろん法人の方であげれるところですかね、あとは・・・。</p> <p>すいません、次回しっかりとした回答を、メリットデメリットの回答させていただければと思いますが、今回の案件については、法人と代表者個人の意向ということで伺っています。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>園田委員</p>	<p>今の案件について、園田委員。</p> <p>今の案件の○番は個人名で、法人名とどう違うのかという質問を、親父さんもいるところで話をしていましたら、この一帯○○橋の先ほど申し上げました○○○、それから○○○○○を後継者の名義で、○○の名義でこれまで買ってきたから、同じにしておいた方がよかろうという家庭内で話し合いができたようです。</p> <p>その○○○の奥にも○○○地区の方に農地が何筆かありました。</p> <p>昨日夕方行ってみましたら、農地として使われているのかなという気はしましたがけれども、そのまた先の方に山林があって、そこも買ってほしいという相談はあっているようです。</p>

<p>議長（会長） 事務局長</p>	<p>それで、あそこの一帯、昔の〇〇〇〇の古い方の〇〇がありますが、そこの南側一帯はこの所有地になっていくだろうと感じています。</p> <p>今までの契約は〇〇でしてきたので、ここも同じような扱いにしたという話でした。</p> <p>法人で買う方がいいかどうかは、農地の動きを見ながら、法人化されるのですが、私も勉強不足で詳細はわかりません。今回法人ではなくて、〇〇で買うことについて質問してみましたら、そういう答えが親父さんから返ってきました。</p> <p>要を得ませんけども、そういうことでしたので報告をしました。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、局長から補足があるそうです。</p> <p>法人について質問がありましたので、すべての回答にはならない部分もあると思いますが、いわゆる農地所有適格法人という、以前は農業生産法人という名前と呼ばれていましたが、まずこの要件を簡単に説明させていただきたいと思います。</p> <p>この農地所有適格法人というのは、いわゆる農地を取得できる法人です。</p> <p>今回この3条の売買であがってきているものは、すべて農地所有適格法人に要件が該当するというものになりますけれども、今現在ですね、株式会社もこの農地所有適格法人になることができます。</p> <p>以前は、株式会社は除外されてました。</p> <p>有限会社までだったのですが、それはいわゆる大きな会社が農業に参入してきて本来の農業の目的を逸脱した使い方を防止するために制限がかけてあったのですが、今は株式会社も可能になっています。</p>
------------------------	---

事業内容としては、当然にして主たる事業が農業ということですので。

これには農産物の確保とか、販売も含めたいわゆる関連事業も含めて売り上げの半分を超える額をその収入としていなければならないということです。

それから、もう少し細かい話になりますが、議決権、要はその株式会社には役員がいますが、会社のいろんな方針を決めるのに、役員の議決権というのがあります。

その議決権の過半が、農業者、農業関係者でないといけないという条件があります。

また、役員にも要件がありまして、役員の過半を超える人数が農業に常時従事する、いわゆる農業に携わる方ということになります。

また、役員または重要な使用人となりますが、実際現場で働く責任者が1人以上の農作業従事が必要です。

これは農業に従事というよりもさらにまた細かい農作業をする人がいないといけませんよ、というような要件があります。

そういった要件を備えていると、農地所有適格法人と呼ばれるわけなんですけど、今回のこの案件については、農地所有適格法人と個人の取得にわかれているんですけども、えびの市では認定農業者として、法人で認定を取った場合、個人では認定を取ってらっしゃらないはずですよ。

個人でも法人でも、経営者が同じであれば、認定農業者を取ることにはできませんので、現状としてはこの法人で認定農業者を取っていらっしゃるはずですので、認定農業者であれば、いろいろな特例を使えます。

ですので、メリットとしては、法人の方がメリットはあると判断できると思います。

議長（会長）	<p>会社としての法人メリット、デメリットっていうのは、他の一般の会社に置き換えていただいてもいいかと思います。</p> <p>個人経営なのか、会社経営なのかってなるとやっぱり社会的信用性は会社経営の方がありますし、税制上のいろんな特例も農地所有適格法人にはあると思いますので、そういったメリットは別にあるかと思いますが、社会的信用性だったり規模拡大のしやすさ、あと要は、社会保険が適用されることになりますので、会社経営者としてはそういった保険料をかけていかないといけない部分はありますが、その従業員になった方は厚生年金や社会保険に加入することになるので、またそこはそこで、国民年金だったり、国民健康保険とは違う処遇を受けられるというようなメリットもあるかと思います。</p> <p>そういう形ですので、経営者としてはやはりそれなりの費用負担等も出てくるわけなんですけど、事業収益も上げやすくなりますし、規模拡大もしやすくなると、あとは社会的信用性も法人の方があるということは皆さんご承知いただけると思います。</p> <p>そういったことを含めて、実際この法人化するかどうかについては、農業改良普及センターに相談すると専門のスペシャリスト等を派遣してくれますので、もしもそういったお考えがあれば相談していただければ、その専門家がメリット、デメリット面の話もしていただけます。</p> <p>今の経営状態をみて法人化した方がいいのか、まだ少し早いのかというような判断をしていただきますので、そういったご相談を受けられたり、そういった計画がもしもあればこの制度を利用していただけると参考になると思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>他にないですか。</p> <p>判断根拠の説明が終わりました。</p>
--------	--

杉元委員	<p>先ほど園田委員の方から農地の管理が悪いということでしたけれども、そのことについて皆さんの意見を聞いてみたいと思いますが、他にも同じような案件がありますが、皆さんの意見をお聞きします。</p> <p>はい、杉元委員。</p> <p>畦の管理は非常に悪いです。</p> <p>といたしますのは、私は確認に行きまして○番の付近に、この受け人は6枚ぐらい借りて作っています。</p> <p>畦草を刈るのは、年に2回から3回かな。</p> <p>現状でも非常に悪いです。</p> <p>ここに書いてあるとおり、所有者の○○さんという人なんですけど、この人の土地は何年間も○○○○が耕作をしています。</p> <p>それで、今回買ってほしいということになったそうです。</p> <p>私といたしましては、このような人が、管理が非常に悪いからどうにかしてほしいということは、前々から言われていました。</p> <p>そういう状況です。</p> <p>○○町歩ぐらい作っているんですかね。</p> <p>この受け人が、労力が○○ということはとても手が回らないと思っているんですよ。</p> <p>農地所有適格法人だから、このような人が申請すれば承認しないわけにはいけないのですが。</p> <p>そこを農業委員会としても審議をして承認するなら、農業委員会として管理を徹底するように指導文書を出してもらえませんか。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい、ご意見ありがとうございます。</p> <p>他にありませんか。</p>

園田委員	<p>昨年からありましたけれども、他の法人についてもそういう意見がありました。</p> <p>それはそれでどこまで指導するべきかと、私も思うんですが。皆さんの方から意見はないですか。</p> <p>はい、園田委員お願いします。</p> <p>今回この1件に限らず、地域の人が朝晩みていらっしゃることですから、こういう機会を通じて総会にかかった案件であるから、公文書的なものを使って一応総会ではこういう意見ありましたというようなことも書いてもらっていいと思います。</p> <p>そのことははっきり言わなければならないと思います。</p> <p>みんなが見てるんだと思えば、規模拡大だけじゃなくて、やはりしっかりと管理をしていかなければいけないということ、いましめとして「許可になったが、こうなさい」というような言い方ですよ。</p> <p>総会ではどういう意見だったのかと聞かれた時は、こういう指摘があったということは伝えようと思っています。</p> <p>現に、地域でもそういう話が出ています。</p> <p>何十年か前から今の経営体で一生懸命してきた友人を知っていますけれども、今は後継者もたくさんいて、あまり苦情が出ないような経営されていますが、今がこの〇〇〇〇の頑張り時かなど。</p> <p>やはり聞いてみると、労働力はあまりいないと思います。</p> <p>例えば、種をまく時、その日はもう余るぐらいの手伝いをお願いしていらっしゃいます。</p> <p>しかし、日常の農作業でははたして足りているのかなということとは感じます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	これについて、農業委員の方でこの件について、意見があった

<p>前原委員</p>	<p>らお願いします。</p> <p>はい、前原委員。</p> <p>私の住んでる地区も外部の大きな団体が借地されていて苦情がたくさん出ていました。</p> <p>それで、所有者にお願いする前に、この農地を借りたい人がいるかどうかを募りまして、所有者に相談しましてその貸借を解消してもらいました。</p> <p>そして、〇〇に住んでいる方に貸付をしていただいて、それから農地の管理が良くなったような例があります。</p> <p>2町歩から3町歩だったと思いますが。</p> <p>それで〇〇地区に住んでいる農家の方に管理ができるように貸し出してもらったようなことがありました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、ただいま管理のできる方への貸付に変えたという事例の説明がありました。</p> <p>それから、増田委員。</p>
<p>増田委員</p>	<p>参考になるかわかりませんが、私は〇〇〇〇に紹介をいろいろしていますが、以前苦情がきましたので事務局職員と一緒に〇〇さんと呼んで対応してもらおうように指導した事例がありますので、個別に対応した方がいいと思います。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>岩屋委員</p>	<p>はい、それから岩屋委員お願いします。</p> <p>2年ぐらい前の話なんですけど、ヒエがものすごく生えてる農地があって、私達は事務局からの依頼で、耕作する法人の方に出向いてほしいということで、出向いてこの農地をどうかしてほしいということを聞いてみたんですが、来年はきちんとしますと言われました。</p> <p>その持ち主の方はもうそこには貸さない。</p> <p>だから変更してほしいということで、たぶん次の年に変更にな</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>ったと思います。 だから、事務局からも文書を出してもらおうとか、畦草をちゃんと払ってくださいとか、そういうようなことをしていただきたいと思います。</p>
<p>山野委員</p>	<p>他にないですか。 はい、山野委員。 私は思うことなんですけども、一応今回のこの件は保留ということにするのはどうなのかなと思います。 まず、これをいろいろ市役所の事務局の方から書類を出していただくのももちろんいい案だとは思いますが、これを通してしまうと、またどうなのかなと思うところが正直あります。 許可しないということではなく、保留という状態にして文書で、事務局からこういう意見が出たので、一度考えていただく機会を作ってはどうかと思います。 以上です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>事務局長</p>	<p>はい、今意見がありましたけれども、今日の案件だけではなく、全体的にどうすればということで今皆さんに意見を出していただいたところですが、事務局長から答弁をさせます。 今ご意見いろいろあるところですが、農地法3条の要件というのが1号から6号まであります。 主に皆さんに説明していただいているのは、6号です。 6号という項目があるんですが、地域との調和要件ということで地域の農業とちゃんと調和してやっていけるかっていうところで、このいわゆる受け人の方をみていただく、聞き取りをしていただくという作業をお願いしているところです。 そのまた大前提に、農地を所有する取得する農地すべてを効率的に耕作できるという条件があります。 今回は畦の問題ということで、仮に畦は管理が悪くても、中の</p>

作物はしっかり作っていますという方もいらっしゃると思います。

農地自体すべてを、耕作をしっかり作付もしないで放置されているという場合であれば、明らかに許可にならず不許可として処理すべき案件に該当すると思うんですけども、この申請番号7番の受け人の法人はですね、この法人が確かに畔の管理は悪いけれども、実際作付はどうされてるのかというところは、園田委員が詳しいと思いますが、相対的にみて作付はどうかというところも加味していただく必要あると思います。

管理が悪いから即不許可ということは、非常に難しい部分もあるのかなと思うところもあります。

山野委員の方からいま保留という提言がありましたが、農地法で許可、不許可というのは、いわゆる行政処分という行為に当たります。

なので、ここで農業委員会が許可するかしないかというのは、法律に基づいて判断する部分でありまして、みだりに先延ばしできないわけなんです。

例えば、先延ばしできるとしたら、何か審議に不足するものがあるとか、何かそこが揃うまでの間は保留するということができますと思いますが。

ただ、判断ができないから1か月2か月延ばしますというのはできません。

極端に言えば、今日審議いただいて、申請書類も適正に揃ってここに上がった案件であれば、今日許可不許可をしていただく必要があります。

しかしながら、先ほど言われたように、どうしてもこの許可要件の項目を今日の時点で判断できないというようなことがあれば、その判断できる材料が揃うまで保留というのは可能かもし

<p>議長（会長）</p> <p>園田委員</p>	<p>れません。</p> <p>だったらいつまで行為をするのかっていうことになりますので、例えばどの部分をもう少し調査して、そこが明らかになってその内容を踏まえてここで判断をするという結論になれば、例えば、翌月に保留するという翌月まで保留するというのは可能かもしれません。</p> <p>どういう部分を再度この審議の材料として求めていくかというのを、ここでまた話し合っていたらいいかといけなかもしれません。</p> <p>ただ、今の状態で具体的なものを求めずに、保留というのは少し難しいと思います。</p> <p>実際、農業委員の皆様が判断していただく部分になりますので、そこを踏まえていただいて、どうするかというのを検討いただければということで、推進委員の方々がいろいろ意見を言っていてはいますが、それらも踏まえての判断ということになりますので、よろしくお願いします。</p> <p>当然許可ありきの総会ではないので、不許可というのもありますが、不許可する場合はそれなりの具体的なところをちゃんとしっかり示して不許可ということになりますし、不許可した場合に次にあがってきたときに、同じような状態で今度は許可できる方は許可できません。</p> <p>なので、そこがまた改善されてないと許可はできないということになりますので、そこも踏まえて不明な点があればまた質問していただければと思います。</p> <p>相談を受けるなかで駄目だとしても、他に借り手がなくて、満足じゃないけどしようはないといろいろあると思います。</p> <p>園田委員、この件について意見はありますか。</p> <p>それは、私が直接言います。</p>
---------------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>誰がこうこう言ったではなくて、こういう意見もありましたよと。</p> <p>農業委員会の中でも直接5件の案件を今日説明したわけですから、審議はどうだったかと聞かれるだろうと思います。</p> <p>だから、相対的に畦、農地管理をしっかりとしてほしいということは、代表取締役にも経営者にも伝えます。</p> <p>それで効かなければどうしようもないです。</p> <p>同じような状況で、ここは良くて、あそこは駄目というようなことになろうかと思います。</p> <p>先ほど意見がありましたけれども、そういう案件は事務局からも指導はすべきだろうと思います。</p> <p>では、山下委員お願いします。</p>
<p>山下委員</p>	<p>今いろいろ意見が出ましたが、農業委員会で許可する時に事務局で文章化して、それを耕作者に厳重な指導をする方法はないのでしょうか。</p> <p>指導内容を文書化して、その人に渡すということではできないのでしょうかということです。</p> <p>意見を付して、許可書のほかに1枚に文書化して、農業委員会の意見はこうですと文書化して渡すということではできないかなと思います。</p>
<p>議長（会長） 杉元委員</p>	<p>はい、杉元委員。</p> <p>農業委員会に申請書類がでてくる時点、農業委員会が受け付ける時に、そういう条件をきちっとつけて、それでこれが実行されなければ書類も出せませんよと、受け付けませんということにしたほうがよい。</p> <p>しっかりと説明しないといけないと思います。</p> <p>それをしないと、農業委員会に案件としてあがり審議され、この案件が承認される時点では、なかなか不許可というわけには</p>

<p>議長（会長） 米倉委員</p>	<p>いかないですね。 とにかく受付をする時点で、管理をしっかりしてくださいという条件をつけるようにしてもらえませんか。 そうすれば、総会の場でこういう問題は出てこないと思うとですよ。 それを条件にやれば、農業委員会もしっかり強く言えると思うんですが、どうですか。 はい、どうぞ米倉委員。 3条の許可要件の条項の中に、すべての農地を適正に利用し、または耕作し、みたいな文言があると思います。 このすべての農地をというところの後ろに、畦畔を含むと追加する。 農地は田んぼの中だけじゃなくってこの畦畔までなんですよということを書き加えれば、耕作者も畦畔もしっかり管理しようかと理解して、農地を引き渡すことができるのではないのでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 事務局長</p>	<p>はい、今申請書の話が出ましたけれども、その内容について局長の方から補足をさせます。 杉元委員の方からありましたように、申請の段階でどうにかすべきだという意見もありました。 それもですね、事務局としては、今後は厳しく申請受付の段階で説明をしていきたいと思っています。 ただですね、申請はあくまで申請人側の意思で出すものであって書類がしっかり揃っていれば拒むことはできません。 申請を受けた以上はこの総会に諮る義務もありますし、それを受け付けないとなると逆にこちらが違法行為をしていることになります。 各委員に現地あるいは本人の調査していただいて、この場で報</p>

告をいただいておりますが、許可要件に該当しないという判断を、農業委員会がすれば不許可ということになります。

なので、不許可も当然処分行為ですので、あってもいい行為です。

許可前提の申請ではないのでできれば不許可をしますとですね、行政処分なので、これ過去にも裁判まで発展する事例もあります。

許可されなかった事例が、そのときに農業委員会がどういった調査をして、どういった判断をしたのかというところまで問われることとなります。

なので、許可を取ってそういった裁判になる例はないんですが、不許可にすると不利益行為にあたりますので、裁判に発展する事例も過去にはあるようです。

なので、慎重な判断をしないといけないんですが、今皆さんがおっしゃっている畦畔の管理は耕作農地に含まれます。

すべてを効率的に耕作しないといけないという条件の中に含まれます。

なので、そこだけをとって言えば該当しないと、許可要件に該当しないというふうにはみれる部分もあるかと思えます。

その判断をしていただくのはこの総会の場ということになりますので、全体的な視点で受け人の状態を踏まえてどうなのかというところをみて判断していただく必要もあるかというふうに思います。

今回不許可にするのか、あるいは先ほど意見書をつけた方が良いうようなご意見もありましたが、それも一つの方法かもしれませんが、あるいは本人がしっかり畦畔の管理まで、いわゆる意思が確認されるまで保留するのか、どうするのかどうか。

そこまで全くすべきではないとは言い切れませんので、そこは

	<p>ここで委員の皆さんの意見を取りまとめていただければなと思います。</p> <p>一つの方法として、しっかり管理ができるまで、例えば1か月間保留しますというようなことも先ほどありましたが、保留はみだりにはできないですが、1号要件の確認が十分でないということで、今後の対応をみて判断するというのであれば保留するということが可能かもしれませんが、さらにそれ以上の保留は難しいと思います。</p> <p>なので、そういった判断をされるのか、あるいは条件付きといいますか、許可をするなら農業委員会のこういった意見があったという意見書をつけて出す方法もあるのかもしれませんが、その辺についてご検討いただければと思います。</p>
議長（会長）	<p>私もそういう案件をかなり聞いています。</p> <p>ただ、申請する段階でちゃんとした管理をしますという文書が申請書に書いて印鑑が押してあるので、それをするとした以上は許可をしない理由にはならないと。</p> <p>それで、許可した後に管理が悪いということであれば、農業委員会の方から、事務局の方から指導はできるし、しなければいけないと思います。</p> <p>また、仮に今日の案件で不許可とした場合には、それに他の案件はすべてを不許可にしないといけない。</p> <p>あれは良く、これは駄目というのと、先々問題になると思います。</p> <p>私はそう思います。</p>
森永委員	<p>はい、森永委員。</p> <p>皆さん担当地区をもっていると思いますが、私も地元の中で、いろいろな話が聞こえてきます。</p> <p>そういうときに、大きな農家なんですけれども、面積だけはた</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>くさん耕作していて、畦草は刈らないというような話も入ってきて、逆に、私は強くその本人に直接そういう話を伝えます。それとあと、一つは地元にある担い手の法人がありますが、そこは外国人労働者まで雇用しているところなんで、多面的機能支払交付金事業の関係で、私の地区とは関係ないですが、〇〇〇では、コンクリートで農道を舗装しますが、舗装した後U字溝との間の隙間に草が生えてくるんですよね。その草が生えてくるところをセメントで根詰めをしてくれるんですよ。そこまでしてくれるような法人もいるのですが、逆にさきほどのような畦草も刈らないというような人たちもいるわけなんです。要は我々に農地の紹介の相談があれば、その人には私達はあっせんをしないんですよね。逆に言えば、やっぱり管理のしっかりした担い手にあっせんをしていかないと、私たちが忙しくなるだけですので、やはり先ほどから出ているようなことで、やはりある程度は文書化をして、良い事例の説明をしながら文書を出すのが一番いいのかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。 はい、事務局。 先ほど増田委員からもあったとおり、貸し借りをするとき借手側で何か気になる点があれば、教えていただければ直接事務局からその方に対して、事前に指導を行ったり、それこそ鶴田委員とも対応したりしたんですが、そのときに私として助かるのが、耕作者側の話で、もうその人は普段から耕作の状況が悪いということだけではなくて、実際にどこの場所、どの地番がとか、その場所自体を教えていただけると、指導するときに今苦情が出ているのはこの場所だということを伝えた方が、耕</p>

議長（会長）	<p>作者本人に対してもわかりやすいので、そういう情報を教えていただけると、指導しやすくなりますのでお願いします。</p> <p>たくさん意見が出ましたけれども、これで質疑を終了してよろしいですか。</p> <p>議案第1号の質疑を終了したいと思います。</p> <p>議案第1号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>時間が過ぎていますので、ここで10分間休憩をとります。</p> <p>11時25分開会します。</p> <p>（ 休憩 11時15分 ～ 11時25分 ）</p>
議長（会長）	<p>それでは、休憩前に引き続き、審議に入ります。</p> <p>その前に、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>先ほどの3条の関係で、結果的に許可をいただきました。</p> <p>この問題となった案件についてはですね、許可書を交付する際に、事務局に呼び出しまして嚴重注意をしたいと思います。</p> <p>今後こういった状態が続けば、当然不許可要件になりうる案件です。</p> <p>もし1回不許可を受ければ、またそれ以降も不許可の可能性が高いということで、厳しく強い指導も含めてしたいと思います。</p> <p>また、申請受付の際も管理の悪い方というのは把握ができていますので、そういった方々を含め、こういった事案が総会での判断がむずかしくなりうるということも含め、受付の段階でも</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>指導していきたいと思いますが、申請は拒めない部分もありますので、それでも申請される場合は、総会の場で審議をいただくということになるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第2号、「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」、を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号、農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権設定等について、説明します。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は55件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>それでは、資料の19ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、田5筆、4722平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号2番、田2筆、813平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号3番、畑1筆、593平米の賃貸借です。</p> <p>山下委員の掘り起こしです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>申請番号4番、田5筆、9538平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号5番、田2筆、1040平米の賃貸借です。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>申請番号6番、田1筆、1596平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号7番、田2筆、898平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号8番、田2筆、1760平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号9番、田3筆、1408平米の賃貸借です。</p> <p>22ページをご覧ください。</p>

	<p>申請番号10番、畑2筆、1459平米の賃貸借です。 山下委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号11番、畑1筆、1616平米の賃貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号12番、田1筆、678平米の賃貸借です。 23ページをご覧ください。</p> <p>申請番号13番、田1筆、657平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号14番、田1筆、1万2207平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号15番、田1筆、1643平米の賃貸借です。 山下委員の掘り起こしです。 24ページをご覧ください。</p> <p>申請番号16番、田3筆、3408平米の賃貸借です。 山下委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号17番、畑2筆、2027平米の賃貸借です。 25ページをご覧ください。</p> <p>申請番号18番、田1筆、1442平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号19番、畑1筆、2912平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号20番、田2筆、畑1筆、計3筆、1342平米の使用貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。 26ページをご覧ください。</p> <p>申請番号21番、田2筆、畑1筆、計3筆、3938平米の賃貸借です。</p> <p>申請番号22番、田1筆、畑1筆、計2筆、4496平米の使用貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号23番、田2筆、4016平米の賃貸借です。</p>
--	---

竹下委員の掘り起こしです。
27ページをご覧ください。
申請番号24番、田1筆、2087平米の賃貸借です。
申請番号25番、田1筆、1047平米の賃貸借です。
竹下委員の掘り起こしです。
申請番号26番、田5筆、7233平米の賃貸借です。
山下委員の掘り起こしです。
28ページをご覧ください。
申請番号27番、田11筆、1万1774平米の賃貸借です。
申請番号28番、田1筆、1287平米の賃貸借です。
29ページをご覧ください。
申請番号29番、田3筆、8048平米の賃貸借です。
申請番号30番、田2筆、4580平米の賃貸借です。
申請番号31番、田1筆、939平米の賃貸借です。
30ページをご覧ください。
申請番号32番 田1筆、5541平米の賃貸借です。
申請番号33番、田1筆、3578平米の賃貸借です。
申請番号34番、田1筆、2732平米の賃貸借です。
31ページをご覧ください。
申請番号35番、田3筆、2313平米の賃貸借です。
申請番号36番、田1筆、1528平米の賃貸借です。
園田委員の掘り起こしです。
32ページをご覧ください。
申請番号37番、田1筆、1190平米の賃貸借です。
申請番号38番、田1筆、1266平米の賃貸借です。
申請番号39番、田2筆、1488平米の賃貸借です。
33ページをご覧ください。
申請番号40番、田2筆、1663平米の賃貸借です。

<p>議長（会長）</p>	<p>申請番号41番、畑2筆、4391平米の賃貸借です。 申請番号42番、田2筆、1352平米の賃貸借です。 34ページをご覧ください。</p> <p>申請番号43番、田1筆、1009平米の賃貸借です。 申請番号44番、田3筆、3223平米の賃貸借です。 35ページをご覧ください。</p> <p>申請番号45番、田1筆、1173平米の賃貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号46番、畑3筆、3833平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号47番、畑1筆、573平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号48番、畑1筆、1254平米の賃貸借です。 36ページをご覧ください。</p> <p>申請番号49番、畑1筆、650平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号50番、田4筆、1870平米の賃貸借です。 申請番号51番、田3筆、2589平米の賃貸借です。 申請番号52番、田1筆、886平米の賃貸借です。 37ページをご覧ください。</p> <p>申請番号53番、田1筆、2495平米の賃貸借です。 申請番号54番、田2筆、2170平米の賃貸借です。 申請番号55番、田5筆、2895平米の賃貸借です。</p> <p>以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
---------------	--

	<p>これより議案第2号の審議に入ります。</p> <p>ここで、まず申請番号7番の渡し人は、宮田委員です。</p> <p>よって、申請番号7番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、宮田委員の退席を求めて審議します。</p> <p>宮田委員の退席をお願いします。</p> <p>(宮田委員 退席)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>それでは、申請番号7番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>申請番号7番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>宮田委員の退席を解きます。</p> <p>(宮田委員 着席)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、申請番号37番の受け人は、鶴田委員です。</p> <p>よって、申請番号37番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、鶴田委員の退席を求めて審議します。</p> <p>鶴田委員の退席をお願いします。</p> <p>(鶴田委員 退席)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>それでは、申請番号37番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>申請番号37番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、原案のとおり決定します。</p> <p>鶴田委員の退席を解きます。</p> <p>（鶴田委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは次に、申請番号44番の受け人は、前原委員です。</p> <p>よって、申請番号44番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、前原委員の退席を求めて審議します。</p> <p>前原委員の退席をお願いします。</p> <p>（前原委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、申請番号44番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>申請番号44番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>前原委員の退席を解きます。</p> <p>（前原委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、申請番号7番、37番および44番を除く議案2号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 申請番号7番、37番および44番を除く議案2号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第2号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。 次に、議案第3号、「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」、を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、事務局。 それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、説明します。 38ページをご覧ください。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。 本案件の申請件数は4件です。 39ページをご覧ください。 それでは、申請内容について概略を説明します。 申請番号1番。 事業区分は、一般事業の即売りです。 申請対象農地は、田5筆、畑7筆、計12筆、8078平米です。 すべて農振農用地です。 対価は〇〇〇〇円です。 受け手は認定農業者であり、露地野菜の経営を行っています。</p>

農地購入後の利用としましては、畑作、水田の利用を予定されています。

担い手区分をご覧ください。

申請対象農地12筆のうち、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、および〇〇〇〇〇〇の2筆は地域計画外の農地ですが、受け人は基準面積要件等の担い手要件を満たしているため、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分の欄をご覧ください。

申請対象農地のうち田2筆が、地域計画内の農地ではないため、支援事業の要件を満たさず一般事業と判断しています。

続きまして、申請番号2番。

事業区分は、支援事業の即売りです。

申請対象農地は、田1筆、1万6008平米で、農振農用地です。

対価は〇〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

受け手は、認定農業者で酪農経営を行っています。

農地購入の理由としましては、飼料の植付けを予定されています。

担い手区分をご覧ください。

申請対象農地は、〇〇の地域計画内の農地であり、受け手は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分をご覧ください。

受け手が認定農業者であることなど、すべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。

備考欄のとおり、稲田会長、園田委員の掘り起こしです。

次の40ページをご覧ください。

申請番号3番。

<p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、畑3筆、4295平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は、認定農業者で農地所有適格法人です。</p> <p>露地野菜の経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、畑作を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇〇の地域計画内の農地であり、その地域計画内の担い手として受け手が位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であることなど、すべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>備考欄のとおり、永田委員の掘り起こしです。</p> <p>申請番号4番。</p> <p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、畑1筆、1万2793平米で農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者であり、農地所有適格法人です。</p> <p>施設野菜、露地野菜の複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、畑作を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇〇〇の地域計画内の農地であり、地域計画内の担い手として受け手が位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であることなど、すべての要件を満たして</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>いましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>以上、本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作することおよび農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第3号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第3号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第3号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請について」並びに議案第5号、「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>今月の許可申請件数は2件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p>

42ページをお開きください。

申請番号1番。

申請地は、大字〇字〇〇、畑4筆、1553平米を従業員駐車場、業務用鉄骨資材製品の保管場所敷地として申請するものです。

権利関係は使用貸借です。

立地基準につきましては、農振区分は農振地域白地、農地区分は第一種農地、都市計画区域は区域内用途指定無しとなります。

第一種農地は原則不許可ですが、不許可の例外となる集落接続に該当するため、問題ないと判断しています。

備考欄に記載してありますが、事業面積は、既存施設となる鉄工所敷地等を含んだ4082.64平米となります。

また、本申請地は、令和8年3月27日に農用地区域内農地、青地から農振地域内白地へ変更されています。

事業費につきましては、造成費〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

雨水は、地下浸透および既存集水柵により北西側水路にて処理されます。

また、本申請地には、法定外公共物である水路が字図上に通っていますが、現在は使用していない状況で、市に対し払下げの手続きを申請者が行っています。

申請番号2番。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、749平米を事務所、資材置き場および駐車場敷地として申請するものです。

権利関係は売買です。

立地基準につきましては、農振区分は農振地域外、農地区分は第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域となります。

議長（会長）	<p>す。</p> <p>事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、事務所建築費〇〇〇〇〇円、駐車場等整備、舗装費〇〇〇〇万円、計〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>排水関係について、雨水は敷地内に集水桝を設置し、北側市道側溝へ排水します。</p> <p>また、事務所からの排水は合併浄化槽処理後、同じく北側市道側溝へ排水する計画となっています。</p> <p>続きまして、議案第5号、非農地証明願いについて、説明します。</p> <p>今月の証明願い件数は、2件です。</p> <p>申請人の住所、氏名については省略します。</p> <p>44ページをお開きください。</p> <p>申請番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇、畑6筆、1226平米です。</p> <p>判定地目は山林原野となり、利用状況は山林および原野となります。</p> <p>非農地の根拠につきましては、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>申請番号2番。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇字牧〇〇〇、畑1筆、991平米です。</p> <p>判定地目は山林原野となり、利用状況は現況山林となります。</p> <p>非農地の根拠につきましては、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第4号並びに議案第5号については、さる4月28日に第</p>
--------	---

<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>1小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第1小委員会から報告をお願いします。</p> <p>はい、山下第1小委員会委員長。</p> <p>それでは、第1小委員会から報告します。</p> <p>会長から招集を受けまして、4月28日に委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと第1小委員会を開催しました。</p> <p>今回の議案は、農地法第5条許可申請2件、非農地証明願い2件、計4件です。</p> <p>初めに、議案第4号、農地法第5条の申請番号1番について、説明します。</p> <p>借受人は、〇〇〇営む法人で工場において鉄骨を加工し、発注元の現場建設施工を実施していますが、年々受注が増加しており、従業員駐車場、鉄骨製品保管および作業する敷地が手狭となり、現在の敷地に鉄骨資材を保管することができない状況であるとのことで、〇〇〇敷地に隣接する本申請地が利便性に良く適当と判断し、申請されたものです。</p> <p>場所は、〇〇地区の〇〇〇〇〇から南に約120mのところに位置し、申請地の周囲の状況は市道および県道沿いに住宅地が連なっていますが、本申請地から南側には農地が広がっており、その一角となります。</p> <p>また、申請地の東側の一部、西側および南側は農地に接しており、北側は宅地に接しています。</p> <p>申請地内に法定外公共物である水路が字図上では通っていることになっていますが、現状では見当たりませんでした。</p> <p>排水については使用されていませんでした。</p> <p>周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>続きまして、申請番号2番について説明します。</p>
-------------------------	--

	<p>い場所で、また、周囲は山林であり耕作に適さない場所と判断しました。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は市道〇〇〇〇〇〇〇〇線が開通したことによる残地であり、耕作に適さない場所と判断しました。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>願出地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇地区となりますが、〇〇〇〇から南西に約550メートルの所に位置します。</p> <p>願出地の周囲の状況は、東側が農地に接しています。</p> <p>ヒノキが植林されており、長期に渡り耕作されていない状況でした。</p> <p>以上、第1小委員会は慎重審議しました結果、農地法第5条許可申請2件、非農地証明願い2件について、特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当および非農地としてやむを得ないと判断しました。</p> <p>以上で小委員会の報告を終わります。</p> <p>ここで、判断根拠の説明をお願いします。</p>
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	<p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでした。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よって、今月の議案第4号および第5号の計4件につきまして</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>は、転用許可基準および非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p> <p>以上です。</p> <p>第1小委員会委員長報告および事務局の説明が終わりました。これより議案第4号並びに議案第5号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第4号並びに議案第5号に対する第1小委員会の判断は、許可相当または非農地として承認相当です。</p> <p>また、事務局の判断も同様です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第4号並びに議案第5号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第4号並びに議案第5号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、議案第4号は、許可相当として県知事に意見書を進達します。</p> <p>以上で本日の議案審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">（午後0時07分 終了）</p>